

大規模災害等、緊急時の 被害状況報告に係る特記仕様書

本工事の工期中、工事現場にて震度4以上の地震等、大規模災害が発生した場合、新潟県土木工事標準仕様書（以下、標準仕様書）1-1-1-33 工事中の安全確保 17.の規定を遵守しつつ、被害状況を確認し報告するものとする。

発災後、請負者は被害の有無にかかわらず、直ちに現場の被害状況、作業員の安否等を確認して別紙5「緊急被害調査報告（工事現場用）」によりファックス、またはメールにて報告をすること。

また、ファックス送信後は電話にて監督員（不在等の場合は他の職員）に着信確認を行うこと。

- ・ ファックス番号 025-275-7785

- ・ 監督員電話番号 025-275-7967（工務課）
（各担当直通） 025-275-7968（工務課）
025-275-7930（施設課）

- ・ メールアドレス ngt161010@pref.niigata.lg.jp（流域下水道事務所共通）

なお、別紙5は、事故が発生した場合の標準仕様書1-1-1-36 事故報告書に規定する様式（事故発生報告書）とは異なるため留意すること。